

と和解した。

- (5) 平成 21 年 3 月 5 日、処分庁は、請求人に対して、(4) の和解に係る調書の写しを提出するよう求めたが、請求人は、当該和解調書に口外禁止規定が盛り込まれているため、これを提出しなかった。
- (6) 平成 21 年 4 月 3 日、処分庁は、請求人に対し、(4) の和解に係る和解金について、これを取得したときは、速やかに報告するよう指示するとともに、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定による費用返還決定処分及び法第 25 条第 2 項の規定による保護変更決定処分を予定している旨の説明をした。
- (7) 平成 21 年 4 月 10 日、(4) の和解に係る和解金から弁護士報酬を控除した [REDACTED] 円（以下「本件和解金」という。）が、請求人の金融機関口座に振り込まれた。
- (8) 平成 21 年 4 月 14 日、請求人は、本件和解金の入金があったことを処分庁に報告した。このとき、処分庁は、(6) の処分を予定している旨を改めて請求人に説明した。
- (9) 平成 21 年 4 月 24 日、処分庁は、請求人に対し、損害賠償請求訴訟により和解金が入金されたことを理由に、法第 63 条の規定に基づき [REDACTED] 円の返還を求める費用返還決定処分（以下「本件返還処分」という。）を行なった。
- (10) 平成 21 年 4 月 27 日、処分庁は、本件和解金を収入認定し、請求人に対し、同年 5 月分の扶助費が 0 円とする保護変更決定処分（以下「本件変更処分」という。）を行った。

2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、本件返還処分及び本件変更処分の取消しを求めています。

- (1) 本件和解金は、以下の理由により、金融機関口座への振込みのあった平成 21 年 4 月 10 日付けで資産適用されるべきであり、また、請求人の収入から除外されるべきである。

ア [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

イ 平成 16 年の春頃、請求人が、[REDACTED] で診察を受けたところ、請求人は、[REDACTED] 障害であると診断された。

ウ 法第 63 条に規定された「資力」の判断については、本件和解金に関しては、債権存在の確実性・相手方の支払確実性・弁護士報酬の確定性等を総合的に判断し、実質的に請求人にとって「資力」があるといえる時点で、初めて資産適用されるのが相当であり、請求人が本件和解金を

相手方が、請求人の権利侵害状態に特に配慮し、請求人に恵与したものである。

コ 厚生労働省社会・援護局保護課監修「生活保護手帳（別冊問答集（1993年版））」273頁「（問450）」においても、「（答）（2）ウ」において、自立更生のための用途に供される額については、要返還額から控除して差し支えないとしている。

サ また、生活保護手帳編集委員会「生活保護手帳〔2008年度版〕」261頁〔自立更生のための用途に供される額の認定基準〕においても「（答）（1）」において、自立更生のための用途に供される額については、収入として認定しないこととしている。

シ 法は、その第1条において、目的を「自立助長すること」と高らかに謳いあげている。特例法の適用を受け、就職して自立した生活を営むために、真摯な思いで[]手術を受けようとする請求人の、当該手術費用は、自立更生のための用途に供される額以外の何ものでもないというべきである。

3 処分庁の主張

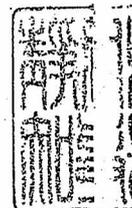
処分庁は、本件返還処分及び本件変更処分について、以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求めています。

(1) 本件返還処分により返還すべき額から、請求人が[]手術を受けるための費用を控除するための費用を控除することは、認められない。

ア 法第4条第1項が「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」として、保護の補足性の原理を規定しており、また、法第5条が「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と規定していることから、法第63条も、保護の補足性の原理に基づいて解釈され、又は運用されなければならない。

イ 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定しており、同条は、まさに保護の補足性の原理を具体化し、又は実現するための規定であるということが出来る。

ウ 返還処分により保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、当該返還処分により返還すべき額から、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあて



られた費用の額を控除することが認められるが、保護の補足性の原理から、当該用途については、限定的に解さざるを得ない。

エ 手術を受けない限り、請求人が自立更生をすることができないということはないのであるから、手術を受けるための費用は、社会通念上、請求人の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられる費用であるということとはできないのであって、また、仮に、当該用途にあてられた費用の額を控除することを認めるとしても、当該費用の額は、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度に止まるべきである。

オ したがって、請求人が主張するように、本件返還処分により返還すべき額から、請求人が手術を受けるための費用を控除することは、認められない。

- (2) 収入認定をするに当たり、収入があったものとして取り扱う時期は、そもそも福祉事務所長の裁量によって決定するものであり、請求人の主張は失当と言わざるを得ない。また、一般的には、収入の認定は、現実に収入があったときではなく、収入が確定したときを基準として行う。

したがって、本件返還処分については、和解金としての収入が確定した平成21年2月26日に、当該収入があったものとして取り扱うのが適当である。

- (3) 和解金として取得した収入を請求人の収入として認定しないことは、認められない。

ア 請求人の資産を自立更生のためやむを得ない用途にあてる場合は、当該資産を収入として認定しないことがあり得るが、保護の補足性の原理から、当該用途については、限定的に解さざるを得ない。

イ 請求人が主張する「請求人の権利侵害状態に特に配慮し、請求人に恵与したものである」との評価は、請求人の主観的な評価に過ぎず、何らの根拠が示されていない。

ウ 手術を受けるための費用は、請求人が自立した生活を営むために、必要不可欠なものであるとはいえない。

エ 手術を受けない限り、請求人が自立更生をすることができないということはないのであるから、手術を受けるための費用は、社会通念上、請求人の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられる費用であるということとはできないのであるから、和解金として取得した収入は、請求人の収入として認定せざるを得ず、請求人の主張は、認められない。

4 判断

- (1) 平成21年2月26日に請求人が訴訟上の和解をし、同年4月10日に本件

- 和解金が請求人の金融機関口座に振り込まれたことについては、争いがないので、本件和解金を収入として認定することの可否について検証します。
- (2) まず、就労に伴う収入以外の収入の認定指針については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 3 (2) イ (7) において、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」とされており、一方、次官通知第 8 の 3 (3) において、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと」とし、「エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」、「オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」とされています。
- (3) 次に、本件和解金に関する請求人と処分庁の主張を確認します。
- ア 請求人は、本件和解金について、損害賠償請求訴訟において、相手方が請求人との和解に応じたのは、請求人及び損害賠償請求訴訟の訴訟代理人弁護士が、長期にわたり、請求人の ████████ 手術費用等として、損害賠償金を請求し続けたためであり、当該和解金は、相手方が、請求人の権利侵害状態に特に配慮し、請求人に恵与したものであるとし、恵与金に該当する旨の主張をしています。
- イ これに対し、処分庁は、「請求人の主観的な評価に過ぎず、何ら根拠が示されていない。」と主張しています。
- また、処分庁から提出された資料により、処分庁は、和解金自体が、次官通知 8 の 3 (3) の収入認定の取扱いをしないものの項目に該当しないと判断していることが確認できます。
- (4) そこで、本件和解金が、次官通知第 8 の 3 (3) のエの「恵与金」又はオの「補償金、保険金又は見舞金」に該当するか否かについて検証します。
- ア まず、本件和解金に係る和解の内容や金銭の性質については、和解調書によって確認することができる可能性があります。審査庁が ████████ 地方裁判所で調査したところ、請求人が主張するとおり、当該和解調書には、口外禁止規定が盛り込まれているとのことであり、その内容を確認することはできませんでした。このため、本件和解金が、請求人が主張するとおりの恵与金であるとの確証を得る証拠がありません。
- イ 次に、本件和解金が、次官通知第 8 の 3 (3) オの「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するか否か検証します。
- (7) まず、処分庁は、(3) イに記載したとおり、和解金自体が、次官通知第 8 の 3 (3) オの「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当しないと判断していると



認められますが、この「災害等」とは、地震風水害等の自然災害のみならず、交通事故等他人の行為を含み、この場合、不法行為に限らず、適法な行為であっても補償の対象となるべき損害を生じさせる行為を含むものと解されます。

(イ) また、「損害」には、人格権（生命、身体、精神等に関する権利）又は財産権が他人の行為によって侵害されたことを含むものと解されます。

(ウ) このことから、次官通知第8の3(3)オの「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するか否かについては、当該金銭を得るに至った経緯、当該金銭の性質等によって総合的に判断すべきであり、単に和解金という名称の金銭であることをもって、当該規定の「補償金、保険金又は見舞金」に該当しないと判断することは、適切ではないと考えられます。

(エ) 次に、請求人が、本件和解金を取得した経緯について見ると、請求人が提訴した損害賠償請求訴訟に係る和解金であることが確認できます。このことから、本件和解金の性質については、恵与金であると断定できる証拠はないものの、少なくとも、請求人が損害を受けたことにより相手方から支払われた補償金又は見舞金と推認され、これを否定する積極的な証拠は認められません。

(オ) 以上のことから、本件和解金については、少なくとも、次官通知第8の3(3)オの「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当するものと認められます。

(5) 次に、本件和解金の使途に要する費用について、次官通知第8の3(3)オの「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」に該当するか否かについて検証します。

ア まず、被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないものの取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2(4)において、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする」とされています。

イ 次に、請求人と処分庁の主張を確認すると、請求人は、本件和解金を

手術のための費用にあてることを予定しており、請求人が、「将来就職活動を成功させ、自立した生活を営むために、どうしても必要不可欠な費用」である旨の主張をしているのに対し、処分庁は、当該手術の費用については、「請求人が自立した生活を営むために、必要不可欠のものであるとはいえない」と主張していますので、請求人における当該手術に要する費用が、局長通知第8の2(4)の「生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるもの」に該当するか否かについて検証します。



ウ まず、手術自体については、医療に該当しますので、当該医療が、「自立更生のための用途に供されるもの」に該当するか否かについて検証します。

エ 最初に、障害者を取り巻く社会的環境について検証します。

(ア) 障害については、日本学会のガイドラインに基づき診断と治療が行われ、手術も医学的かつ法的に適正な治療として実施されています。

(イ) 障害者は、社会生活上さまざまな問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するために、平成 年 に特例法が制定され、障害者について、法令上の の特例が定められました。

(ウ)

ただし、このためには、手術を受ける必要がありますが、当該医療については、国民健康保険の適用を受けません。

(エ) 法務省においては、障害者が、社会的な不利益を受けるなどの問題を抱えている状況を踏まえ、常設・特設の人権相談所において障害者の人権に関する相談を受けるとともに、人権相談などで障害者に関する嫌がらせ等人権侵害の疑いを認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められれば、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図っています。

オ 次に、請求人の疾病の状況等について検証します。

(ア) 請求人の主治医である 医師が、平成 21 年 6 月 5 日付けで処分庁に提出した医療要否意見書（以下「医療要否意見書」という。）によると、傷病名は「障害」と記

載されています。

- (イ) また、審査庁が平成21年9月8日に開催した口頭意見陳述の際に、請求人が審査庁に提出した[redacted]の医師が記入した書類（以下「専門医意見書」という。）から、請求人の疾病については、「精神疾患分類と診断の手引」及び「国際疾病分類第10版」の定める[redacted]障害に合致していること、同医師は、請求人について[redacted]

[redacted]旨の意見を付していることが確認できます。

(ウ)

- (エ) 以上のことから、請求人が、[redacted]手術を必要としている程度の[redacted]障害者であることが認められます。

キ 次に、請求人の[redacted]障害が就労阻害要因となっているか否かについて検証します。

- (ア) 請求人は、平成19年9月頃、就職を予定していた企業から内定を取り消され、請求人と当該企業の間で、その取消理由が[redacted]障害に起因するものか否か労働審判及び損害賠償請求訴訟において争われたことが確認されています。この係争については、最終的には和解となりましたが、(4)アに記載したとおり、内定取消理由が[redacted]障害であったとする確証を得ることはできません。

しかし、請求人は、[redacted]障害が内定取消しの理由であったと認識しており、また、当該訴訟が和解となったことから考えると、[redacted]障害が、請求人の意識の上では就労阻害要因となっていることが認められます。また、[redacted]障害者が社会的に不利益を受けている現実があることを考慮すると、[redacted]障害が、就労阻害要因となり得ることを否定する証拠はありません。

- (イ) また、医療要否意見書によると、主要症状及び今後の診療見込について、「現在対症療法的な治療を行っているが、本人は[redacted]障害の問題を専門に扱う医療機関での治療を希望している。このことが改善しないと就労は困難と思われる」と記載され、「稼働能力の程度」については、「否」の欄に○印しが付されています。

- (ウ) 以上のことから総合的に判断すると、請求人における[redacted]障害が、社会的及び医学的な面から、請求人にとって就労を阻害する要因となっているものと推認できます。

キ 次に、請求人における[redacted]手術が、請求人の自立更生のためになるものか否かについて検証します。

- (ア) まず、[redacted]障害者が[redacted]手術を受けることについては、特

例法自体が、当該手術を受けて同法に基づき [redacted] これによって、当該 [redacted] 障害者が受ける社会的な不利益を解消することを想定しているものであり、また、医療面においても、[redacted] 障害者に対する [redacted] 手術は、医学的、法的に適正な治療として実施されています。このことから、[redacted] 障害者が、[redacted] 手術を受けることは、必要な治療であると位置付けられているものと考えられます。

- (イ) 次に、請求人における [redacted] 手術については、医学的には、専門医意見書から必要な治療であると認められます。また、請求人については、その [redacted] 障害が、請求人の就労阻害要因になっていると推認されることを考慮すると、[redacted]

[redacted] 請求人が受ける社会的な不利益の解消につながることを期待されるとともに、少なくとも、請求人が抱える就労阻害要因を解消する有効な手段と考えられ、法が目的とする自立の助長に寄与するものと認められます。

逆に言えば、請求人については、その年齢も [redacted] 歳代と若いことから早期の自立が期待される場所ですが、[redacted] 障害を抱えたままでは自立可能な就労が困難な状態にあることを踏まえると、現状では、就労による自立は困難であると認められ、しかも、就労に代わる自立のための有効な方法が見出し難いと認められます。

- (ウ) 以上から総合的に判断すると、請求人が、本件和解金を [redacted] 手術のための費用にあてることは、請求人の自立更生に寄与するものと考えられますので、当該費用が、局長通知第8の3(3)の「生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるもの」に該当すると判断して差し支えないと考えられます。

- (6) ところで、自立更生のための用途に供される額の認定基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の40において、「局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」の問に対し、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること」としており、その(2)において、「(1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」とし、そのイで「当該経費が、医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額」とされて

いますので、これらの認定基準に照らして、本件について検証します。

ア まず、請求人における[]手術については、国民健康保険の適用を受けない医療であることから、医療扶助基準による医療に該当しないため、課長通知第8の40(2)イには該当しないものと認められます。

イ しかしながら、医療扶助基準による医療に該当しない医療に要する経費について、これを一律に自立更生のための用途に供される額と認定しない取扱いをすることは、課長通知第8の40の趣旨から判断すると適切であるとはいえないと考えられます。

課長通知第8の40は、自立更生のための用途に供される額の認定基準を示しているものの、「これによりがたい特別の事情があるときは厚生労働大臣に情報提供すること」を求めています。このことから、当該通知が、自立更生のための用途に供されるものとして列挙しているもの以外にも、これに該当するものがあることを想定しているものと考えられます。

ウ 請求人における[]手術を受けるための費用については、(5)で検証したとおり、請求人の自立更生のための用途に供されるものと判断して差し支えないと考えられますので、処分庁は、課長通知第8の40に基づき厚生労働省に情報提供をする必要があったと考えられます。

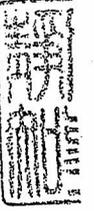
(7) 次に、処分庁における本件和解金の収入認定の経緯及び[]手術に要する費用の取扱いについて検証します。

ア まず、処分庁は、(3)イに記載したとおり、和解金自体が、次官通知8の3(3)の収入認定の取扱いをしないものの項目に該当しないと判断していると認められ、このため、次官通知8の3(3)エ又はオに基づく「自立更生」に関する検討を経ずして、本件和解金を収入認定したと認められます。

イ しかしながら、処分庁は、本件和解金を収入として認定するか否かについて、弁明書において、「自立更生のためやむをえない用途にあてる場合は、当該資産を収入として認定しないことがあり得るが、保護の補足性の原理から、当該用途については、限定的に解さざるを得ない」と主張し、請求人における[]手術の費用については、「[]手術を受けない限り、請求人が自立更生することができないということはないのであるから、[]手術を受けるため費用は、社会通念上、請求人の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられる費用であるということとはできない」、「請求人が自立した生活を営むために、必要不可欠のものであるとはいえない」と主張していますので、この点について検証します。

なお、処分庁は、収入認定した収入について、「法第63条の規定による費用返還決定処分により保護金品の全額を返還することが当該世帯

の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、当該返還処分により返還すべき額から、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に
あてられた費用の額を控除することが認められるが、保護の補足性の原
理から、当該用途については、限定的に解さざるをえない」と主張して
いますが、この処分庁の主張は、次官通知第8の3(3)に該当しないも
のとして既に収入として認定したものについて、法第63条に基づく返
還額の決定を行う場合に、その一部又は全部を免除するときの解釈とし
ては、妥当なものと認められます。



ウ 次官通知第8の3(3)オの「補償金、保険金又は見舞金」のうち、「当
該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」及び局長通知第8の2
(4)の「自立更生のための用途に供されるもの」について解釈するに際し
て、処分庁は、イに記載したとおりの基準によって取り扱っていると認
められますが、当該通知においては、「自立した生活を営むために、必要
不可欠のもの」というように限定的な範囲で取り扱うことは、求められ
ていないものと解されますので、処分庁の取扱いは、むしろ、既に収入
として認定したものについて、法第63条に基づく返還額の決定を行う場
合に、その一部又は全部を免除するときの解釈に近いものとなっている
ものと認められます。

このことから、請求人における[]手術が、請求人の自立更生の
ためになるものか否かについて、処分庁は、次官通知第8の3(3)オ及び
局長通知第8の2(4)における「自立更生」の認定基準よりも限定的な範
囲で認定しているものと認められます。

(8) 以上のことから、請求人が本件和解金によって[]手術を受ける費
用については、次官通知第8の3(3)オ及び局長通知第8の2(4)に照らし
て、収入認定をしないものの取扱いをすることができる蓋然性が高いにも
関わらず、処分庁においては、これらの通知に基づく審査を適切に行っ
たとは認められないと判断されますので、主文のとおり裁決します。

平成21年11月17日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)